

ベトナム ポケット タックス ブック 2019



目次

	ページ
税務	6
- 総論	
法人税	7
- 税率	
- 税務上の優遇措置	
- 課税所得の計算	
- 損金不算入項目	
- 欠損金	
- 登録、申告および納税	
- 利益送金	
移転価格	12
- 関連者の定義	
- 移転価格算定方法	
- 移転価格申告フォーム	
- 移転価格文書	
- 移転価格調査	
- 実質優先の原則	
- グループ会社間の役務費用	
- 支払利息のEBITDA20%制限	
- 事前確認制度 (APA)	
外国契約者税	16
- 適用範囲	
- 納税方法	
- 租税条約	
資本譲渡税	22
付加価値税	23
- 適用範囲	
- VATの申告納税が不要とされる物品・サービス	
- 非課税対象の物品・サービス	
- 税率	
- VATの計算方法	
- 値引きおよび販売促進	
- 自家消費される物品・サービス	
- 登録、申告および納税	
- VAT還付	
- タックス・インボイス	
- 電子インボイス	

特別売上税	31
- 課税価格	
- 税額控除	
- 税率	
天然資源税	33
財産税	34
環境保護税	35
輸出入関税	36
- 税率	
- 計算	
- 免税	
- 還付	
- 輸出関税	
- 輸入に課される可能性のあるその他の税金	
- 税関調査	
個人所得税	39
- 税務上の居住者	
- 課税年度	
- 雇用所得	
- 雇用所得以外の所得	
- 非課税所得	
- 外国税額控除	
- 税務上の所得控除	
- 個人所得税率	
- 登録、申告および納税	
社会保険、健康保険および失業保険	45
その他の税金	47
税務調査および罰則	48
会計および監査	49
別添 I - 租税条約	53
PwCのベトナムにおけるサービス（業務案内）	56
連絡先	58

ベトナム税務の概要

この税務小冊子の情報は、2018年12月31日現在の税制（法案を含む）ならびに慣例を基礎としています。

この小冊子は、一般的な情報提供を目的としています。特定の取引につきましては税務上取り扱いが異なりますので、専門家のアドバイスが必要となります。

税務 Taxation

総論 (General Overview)

ベトナムでの事業活動およびベトナムへの投資に関しては、以下の税金の影響を受けます。

- 法人税
- 各種源泉税
- 資本譲渡税
- 付加価値税
- 輸入関税
- ベトナム人従業員および外国人就労者の個人所得税
- 社会保険、失業保険および健康保険料

また、以下の税金は、特定の事業活動に影響をおよぼします。

- 特別売上税
- 天然資源税
- 財産税
- 輸出関税
- 環境保護税
- 土地使用料

法人税 Corporate Income Tax (“CIT”)

税率 (Tax Rates)

企業（主に会社）には、法人税（以下“CIT”）法にもとづく税率が適用されます。CITの標準税率は20%です。石油およびガス産業で事業を行う企業には、地区および特定のプロジェクトの条件により32%から50%の範囲内での税率が適用されます。特定の鉱物資源の探査、開発を行う企業には、プロジェクトの地区に応じて40%もしくは50%の税率が適用されます。

税務上の優遇措置 (Tax Incentives)

税務上の優遇措置は、新規投資プロジェクトに対して、規定された奨励分野、奨励地域およびプロジェクトの規模に基づいて付与されます。事業拡張プロジェクト（以前は優遇措置が適用されなかつた2009-2013年の期間に認可、もしくは実施された拡張プロジェクトを含みます）についても、特定の要件を満たす場合には2015年より優遇措置が付与されます。ただし、特定の買収もしくは再編により実施された新規投資プロジェクトおよび事業拡張プロジェクトは含まれません。

- ベトナム政府による奨励分野には、教育、ヘルスケア、スポーツ/文化、ハイテク、環境保護、科学研究、技術開発、産業基盤開発、農産物と水産物の加工、ソフトウェアの開発および再生可能エネルギーが含まれます。
- 開発奨励対象の工業製品製造に従事する新規投資プロジェクトまたは拡張プロジェクトは以下の要件のいずれか1つを満たす場合、優遇措置が適用されます。
 - (i) ハイテク分野をサポートする製品、もしくは
 - (ii) 衣料、繊維、履物、電子補修部品、自動車組立および機械分野をサポートする特定の製品
- 奨励地域には、適格経済区、ハイテク区、特定の工業団地および社会・経済的に困難な地域が含まれます。
- 優遇措置が適用される大規模製造プロジェクト（特別売上税が課される製品もしくは鉱物資源の開発に関するプロジェクトを除く）は、以下のように定められています。

- ✓ 総資本が6兆ベトナムドン以上、かつライセンス取得から3年以内にベトナムに払い込まれるプロジェクトで、次に掲げる要件のうちのいずれかを満たす場合。
 - (i) 操業開始年度から4年目までに年間売上高が10兆ベトナムドン以上となること。もしくは、
 - (ii) 操業開始年度から4年目までに従業員数が3,000人超となること。
- ✓ 総資本が12兆ベトナムドン以上でライセンス取得から5年以内にベトナムに払い込まれ、かつ関連規定に基づき評価される技術を使用するもの。

通常は10%および20%の優遇税率が、優遇対象事業活動の所得発生日からそれぞれ15年および10年にわたり適用されます。優遇税率の適用期間は、特定の場合において延長することができます。2016年1月1日以降は、それまで20%の優遇税率が適用されていたプロジェクトを有する企業に対しては、17%の優遇税率が適用されます。優遇税率の適用期間が終了した後は、標準税率が適用されます。特定の場合には、15%の優遇税率が全プロジェクト期間に渡って適用されます。特定の社会的分野（例えば、教育や保健など）については、全プロジェクト期間において10%の税率を享受できます。

また、納税者は免税と減税を享受できる場合があります。優遇対象事業活動の課税所得の発生初年度から一定期間はCITが免税となり、その後に続く一定期間は適用税率が半減されます。しかしながら、企業の優遇対象事業活動にかかる売上計上開始から3年以内に課税所得が生じない場合には、4年目から免税・減税が開始されます。これらの免税と減税の適格条件はCITの規則で定められています。

製造、建設および運輸活動に従事し、多くの女性従業員や少数民族を雇用する企業は、さらなる減税の対象となります。

2018年1月1日より、中小企業（以下“SMEs”）について、CITの税率引き下げを含む特定の優遇措置が付与されます（SMEとみなされるにはいくつかの条件を満たすことが求められます）。

奨励分野への投資に基づく税務上の優遇措置は、企業が稼得するその他収益（other income）には適用されません（スクラップ処分等の優遇措置が適用される活動に直接関連する所得を除く）。その他収益は広範囲に定義されています。

課税所得の計算（Calculation of Taxable Profit）

課税所得は、国内外を源泉とする総収益から損金算入が認められる費用を控除し、その他の所得を加算して計算されます。

企業はCITの年次確定申告書を作成しなければなりません。この年次確定申告書において、会計上の利益から税務上の課税所得への調整を行ないます。

損金不算入項目（Non-deductible Expenses）

収益計上に直接関連し、適切な証憑（インボイス価額が2,000万ベトナムドン以上の場合には銀行送金の証憑を含む）で裏づけされ、かつ損金不算入項目とされていない費用が損金として認められます。損金不算入項目の例は以下の通りです。

- 関連法規の規定に基づかない固定資産の減価償却費
- 実際の支払がなされていないもしくは雇用契約書、集団労働協約、あるいは社内規定に記載のない従業員の給与および賃金
- 従業員の福利厚生（従業員の家族に対する特定の福利厚生を含む）で1ヶ月の平均給与の上限を超える部分。強制加入ではない医療・傷害保険は従業員の福利厚生の一種とされます。
- 従業員のための任意の年金基金および生命保険への拠出で1人につき1ヶ月あたり300万ベトナムドンを超える部分
- 関連法規の規定に基づかない研究開発引当金
- 退職手当引当金および労働法に規定されている金額を超える退職手当の支払い
- 外国企業の本社よりベトナムの恒久的施設へ配分される間接経費のうち、一定金額を超える部分
- 拠出されていない定款資本の部分に相当する借入金の利息
- 経済組織もしくは金融機関以外からの借入利息で、ベトナム中央銀行が定める利率の1.5倍を超える部分
- 利払前・税引前・減価償却前利益（EBITDA）の20%を超える特定の利息
- 関連法規の規定に基づかない棚卸資産評価引当金、貸倒引当金、投資損失引当金、製品保証引当金および工事保証引当金
- 会計年度末における支払債務を除く外貨建貨幣性項目の評価替えによる未実現為替差損

- 教育、ヘルスケア、天災、貧困層への慈善または科学的研究の目的での家屋建設などの特定のものを除く寄付
- 行政上のペナルティ、罰金、納付遅延に係る利息
- 関連当事者に対するサービス手数料で、特定の条件を満たさないもの

保険会社、証券取引および宝くじなど特定の事業については、財務省からCIT上の損金算入に関する個別のガイドラインが提供されています。

ベトナムの企業は、年間の税引前利益の10%までの金額を研究開発準備金として損金算入することが認められています。ただし、多くの条件が定められています。

欠損金（Losses）

企業は、税務上の欠損金を全額、連続して最長5年間繰り越すことができます。

税務上の優遇措置が適用される活動から生じる欠損金と適用されない活動からの利益との相殺、もしくはその逆のケースの相殺ができます。また、不動産、投資プロジェクトの譲渡による損失を、その他の事業活動からの利益と相殺することができます。欠損金の繰戻還付は認められていません。連結納税およびグループ内の欠損金通算に関する規定はありません。

登録、申告および納税（Administration）

四半期ごとのCITの仮申告書の提出義務はなくなりました。ただし、四半期ごとに見積りに基づくCITの仮納付をしなければなりません。もし、仮納付金額が確定申告におけるCIT年税額の80%未満の場合、すなわち仮納付金額がCIT年税額と比べ20%超不足しているときは、その不足部分に対して、第4四半期の納付期限の翌日から、納税遅延に係るペナルティ（現在、年11%の料率）が課されます。

CITの確定申告は年次で行われます。その申告書の提出期限は会計年度末から90日以内とされています。未払いの税額についても、同時期に納付しなければなりません。

納税者に他の省や市に所在する従属する会計単位（例えば、支店など）がある場合、単一のCIT申告が要求されます。しかしながら、製造企業については、従属する製造を行う事業所が所在する地域における地方税務当局への納税の配分が必要となります。この配分は、総支出に対する製造を行う各事業所の支出の割合を基礎として行われます。

標準の課税年度は暦年です。暦年以外の課税年度（会計年度）を使用する場合には、税務当局への通知が必要となります。

利益送金（Profit Remittance）

外国投資家は、毎年会計年度末もしくはベトナムでの投資の終了にあたり利益を送金することが認められています。ただし、被投資会社に累積欠損金がある場合には、利益の送金は認められません。

外国投資家もしくは被投資会社は、利益の送金にあたり、送金予定日の少なくとも7営業日前までに利益送金の計画を税務当局に通知しなければなりません。

移転価格 Transfer Pricing (“TP”)

政令20/2017 ND-CP（以下、「Decree20」）は2017年2月24日に成立し、2017年5月1日より適用されています。実務指針としての通達41/2017/TT-BTC（以下、「Circular41」）は2017年4月28日に成立し、2017年5月より適用されています。

Decree20およびCircular41は、一般的には、経済協力開発機構（OECD）の移転価格ガイドラインおよび税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画の概念および原則に基づいています。

ベトナムの移転価格税制は、国内の関連者間取引にも適用されます。

関連者の定義

Decree20は、関連者の判定に用いられる出資比率基準を、25%と定義しています。また、全仕入高または全売上高の50%以上を占める取引先は、従来関連者という取扱いでいたが、当該規定は削除されました。

移転価格算定方法

独立企業間価格算定手法としては、OECD移転価格ガイドラインに記載されている方法、すなわち独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、利益分割法および利益比準法が規定されています。

移転価格申告フォーム

まず、申告義務として、関連者間取引、移転価格算定方法および独立企業間価格の自己評価（もしくは、自主修正）を明記した年次申告書をCITの確定申告書とともに提出することが要請されています。Decree20においては、国家歳入が減少する移転価格算定は認めないと規定されており、これは、移転価格調整における下方修正の禁止であると理解されます。Decree 20には、関連者間取引と第三者との取引を分けて示すセグメントP/Lを含む、詳細な情報の開示が求められる移転価格申告フォームが含まれております。

また、納税者は、ローカルファイルとマスターファイルに含まれる情報を申告しなければなりません。これは、移転価格申告フォームが税務当局に提出される前にこれらの情報が用意されておくべきであることを意味しています。移転価格申告フォームは、会計年度末から90日以内に年次CITの確定申告書とともに提出する必要があります。

Decree20においても、納税者がDecree20に準拠していないことが認められる場合は、税務当局が当局のみが使えるデータベースの情報を用いて推定課税を行うことを認めています。

関連者間取引が国内関連者との取引のみで、かつ両者が優遇税制を適用せず、同率の法人税率の状況下においては、移転価格申告フォームの提出が免除されることになりました。

移転価格文書

関連者間取引のある会社は、移転価格に関する同時文書化が求められます。Decree20においては、多国籍企業からより多くの税務関連情報を収集するべく、移転価格文書にいわゆる三層構造アプローチを導入し、納税者にマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書（CbCR）の整備を要請しています。これらを含めた移転価格文書は、税務申告書提出日まで、すなわち、決算日後90日以内に作成しておくことが求められています。

納税者の最終的な親会社がベトナムに所在する企業であり、かつ会計年度における全世界連結総収入が18兆ベトナムドン超の場合、ベトナムにおける最終的な親会社がCbCRを作成・提出しなければなりません。一方で、最終的な親会社がベトナム国外に所在する企業である場合、ベトナムに所在する企業は、最終的な親会社のCbCRのコピーを入手し、税務当局の要請に応じて提出する義務があります。

納税者は、以下のいずれかの基準に該当する場合、移転価格文書の作成を免除されます（ただし、当該Decreeの他の規定すべてが免除されるわけではありません）。

- 売上高500億ドン未満かつ関連者間取引総額が300億ドン未満
- 事前確認制度（APA）締結済かつ年次報告書提出済
- 売上高2,000億ドン未満、かつ限定された機能での事業内容、かつ以下の対売上高EBIT ratioを満たす場合。（EBIT: Earnings Before Interest and Tax = 税引前利益 ± 利息損益）
 - 販売機能：5%以上
 - 製造機能：10%以上
 - 加工機能：15%以上

移転価格調査

2015年7月に、税務総局（GDT）内に移転価格調査部が設置され、同年11月には、ハノイ市、ホーチミン市、ビンズン省、ドンナイ省の各税務当局にも移転価格調査部が設置されました。

近年、移転価格調査の実施件数は著しく増加しており、そのアプローチは年々洗練され、移転価格文書に引用されている比較対象企業の妥当性に異議を唱えるケースが多く見受けられます。

実質優先の原則

Decree 20は、関連者間取引を詳細に検討して、付加価値が実際にグループ内取引から創造されていることを確認することの必要性を強調しています。実質優先の原則は、CIT上の控除可能性に特に関連しており、移転価格文書は関連者間取引の妥当性を裏付けなければなりません。

グループ会社間の役務提供費用

Decree 20は、グループ会社間の役務提供費用の損金算入に関するいくつかの基準を規定しています。特に、納税者は、役務提供の商業的、財務的、経済的価値の実態および役務提供費用の計算方法の合理性の根拠を提供しなければなりません。納税者への直接利益または付加価値が認められないような重複したサービス、株主費用などの役務提供費用の場合、税務控除は認められません。

支払利息のEBITDA20%制限

Decree 20は、支払利息総額の損金算入についてEBITDAの20%という上限を導入しています。Decree 20は関連者間取引に適用される税制ですが、EBITDAの20%制限は関連者間および第三者の両方に対する支払利息に適用される可能性があります。

事前確認制度（APA）

納税者は、税務当局と国内APA、二国間APAまたは多国間APAを締結することができます。2018年において、税務総局（GDT）は、様々な海外の管轄当局（CA）と、複数の納税者に対する初の二国間APAの締結について協議しました。

外国契約者税 Foreign Contractor Tax (“FCT”)

適用範囲 (Scope of Application)

外国契約者税は、ベトナムの当事者（外国企業を含む）との契約に基づいて、ベトナムにおいて事業を行っているあるいは所得を得る外国の組織および個人に適用されます。外国契約者税は個別の税ではなく、通常の付加価値税（VAT）、法人税（CIT）、または外国人所得に対する個人所得税（PIT）で構成されます。

外国契約者税が課される所得には、利息、ロイヤルティー、サービス料、リース料、保険料、運送料、有価証券の譲渡およびベトナム国内で供給される物品もしくはベトナム国内で提供されるサービスに関連する物品供給からの所得が含まれます。

外国企業がベトナムにおける商品の供給又はサービスの提供に直接的または間接的に関与する特定の販売取引は、外国契約者税の対象となります。例えば、外国企業が商品の所有権を保持する取引、輸送、広告またはマーケティング費用を負担する取引、商品又はサービスの品質を保証する取引、商品又はサービスの価格決定権をもつ取引、ベトナムにおいて商品の供給又はサービスの提供の一部を行うために、ベトナム企業に委託する取引が含まれます。

外国契約者税の免税対象は、純粋な商品の供給（すなわち、ベトナムの国境またはその前で物品に関する責任、費用負担およびリスクが移転し、ベトナム国内では付随サービスが生じない場合）、ベトナム国外で実施され消費されるサービスおよび完全にベトナム国外において実施される各種サービス（特定の修理、研修、広告、宣伝など）です。

配当 (Dividends)

海外の法人株主に支払われる利益に対して課される源泉税、送金税はありません。

利子 (Interest)

外国の組織からの借入に対する支払利息には5%のCIT源泉税が課されます。特定の政府もしくは準政府機関からの海外借入については

、租税条約や政府間協定が適用される場合、免税を受けることができます。

外国の組織に発行された債券（免税の対象とされている債券を除く）および預金証書（certificates of deposit）に対する支払利息には5%の源泉税が課されます。

ロイヤルティー（使用料）

知的財産（著作権、工業財産を含む）の使用権の付与や移転、または技術もしくはソフトウェアライセンスの移転に対して外国企業へ支払がなされる場合、外国契約者税が課されます。

納稅方法

外国契約者は、以下の三種類の納稅方法（控除法、直接法およびハイブリッド法）のうち、いずれかを選択することができます。

第1法－控除法（Method One - Deduction Method）

この方法による場合、外国契約者はVAT目的で登録を行い、かつCITとVATの申告書をベトナム企業と同様に提出することを要求されます。外国契約者が以下のすべての要件を満たす場合、控除法を適用することができます。

- ベトナムに恒久的施設（Permanent Establishment “PE”）を有しているもしくはベトナムの税務上の居住者である。
ベトナムでのプロジェクトの期間が182日超である。
- ベトナム会計システム（Vietnam Accounting System “VAS”）を採用し、税務登録を完了し、税番号が付与されている。

ベトナム側顧客には、契約締結日から20営業日以内に外国契約者が控除法を適用して納稅することを所轄税務署へ通知することが要求されています。

外国契約者がベトナムで複数のプロジェクトを実施している場合で、あるプロジェクトについて控除法を適用する条件を満たしている場合には、その他のプロジェクトについても控除法を適用しなければなりません。

外国契約者は、その課税所得に20%の税率でCITを支払います。

第2法－直接法（Method Two - Direct Method）

直接（または源泉）法を採用する外国契約者は、VAT目的での登録を行わず、またCITとVATの申告書の提出も行いません。その代わり、ベトナム側顧客が、外国契約者への支払から所定の税率でVATおよびCITを源泉徴収します。これらの税率は、提供されるサービスの性質によって異なります。ベトナム側顧客により源泉徴収されたVATは、通常、そのベトナム側顧客のVAT申告においてインプット税額として控除が認められます。

石油およびガスの探査、開発および生産のための物品およびサービスを提供する外国契約者に対しては、この方法に基づく外国契約者税の申告のための個別の要件が規定されています。

第3法－ハイブリッド法（Method Three - Hybrid Method）

ハイブリッド法を適用する場合、外国契約者は、VATについては登録をして控除法（アウトプットVATからインプットVATを控除して残額を納税する方法）に基づいて納税が可能ですが、CITについては、総売上高に対して直接法の税率により納税します。

外国契約者がハイブリッド法を適用する場合、以下のすべての要件を満たさなければなりません。

- ベトナムにPEを有しているもしくはベトナムの税務上の居住者である。
- 182日超の契約に基づいてベトナムで活動する。
- 財務省のガイドラインおよび会計に関する規定に基づいて会計記録を維持する。

以下は、特定の場合に適用される、直接法による外国契約者税の税率の例です。

業種	みなしVAT率 ⁽²⁾	みなしCIT率
ベトナム国内での物品供給、もしくはベトナム国内において提供されるサービスに関する物品供給(内地輸出入取引、輸入取引、ベトナム国内での販売取引もしくは販売業者がベトナム国内での物品のリスクを負担するインコタームズによる物品の引渡しを含む)	免税 ⁽¹⁾	1%
サービス	5%	5%
レストラン、ホテルおよびカジノのマネジメント・サービス	5%	10%
資材もしくは機械設備の供給を伴わない建設および据付	5%	2%
資材もしくは機械設備の供給を伴う建設および据付	3%	2%
運輸	3% ⁽³⁾	2%
利子	免税	5%
ロイヤルティー(使用料)	免税 ⁽⁴⁾	10%
有価証券の譲渡	免税	0.1%
財務デリバティブ	免税	2%
他の活動	2%	2%

- (1) (1) 物品がFCT/VATの免税対象もしくは輸入時にVATを支払う場合には、VATは発生しません。
- (2) (2) 石油およびガス産業への物品供給やサービス提供は10%税率でVATが課されます。特定の物品もしくはサービスについては、VATの免税対象もしくは5%の税率でVATが課されます。
- (3) (3) 国際輸送は、0%税率でVATの対象になります。
- (4) (4) コンピューターソフトウェアライセンス、技術および知的財産権（著作権および工業財産を含む）の移転はVATの免税対象になります。他のロイヤルティーはVATが課されます。

租税条約（Double Taxation Agreements (“DTAs”）

上記のCIT源泉税は、関連する租税条約の適用により影響を受けます。例えば、外国契約者がベトナムのPTEに帰属する所得を有していない場合には、外国契約者により提供されたサービスに課される5%のCIT源泉税は、租税条約に基づき免除される可能性があります。

ベトナムは、約80の条約を締結しています。その他、条約が交渉段階のものもあります。条約の概要是、「別添 I - 租税条約」をご参照下さい。また、アメリカ合衆国と締結されたDTAはまだ未発効です。

租税条約の適用について、様々なガイドラインが存在します。これらのガイドラインには受益権と一般的な租税条約濫用防止に関する規定が含まれています。租税条約適用の主たる目的が租税条約の条件に基づく特典を享受するためである場合（treaty shopping）あるいは所得を受領する者が受益者でない場合には、租税条約適用が否定されます。このガイドラインは、実質優先の原則に基づく分析が受益者のために要求されることを示しており、また以下の考慮されるべき要素を説明しています。

- 受領者が、12ヶ月以内に第3国の事業体に所得の50%超を分配する義務を有する。
- 受領者が、事業活動の実態を、ほとんどもしくは全く有していない。
- 受領者が、受領した所得に対して、ほとんどもしくは全く管理する権利を有さず、あるいはリスクを有していない。
- バックトゥバック取引（Back-to-back arrangement）に該当する。
- 受領者が、税率の低い国の居住者である。
- 受領者が、仲介人もしくは代理人である。

資本譲渡税 Capital Assignment Profit Tax (“CAPT”)

多くの場合に、ベトナム企業の売却による利得は、CIT20%の課税対象となります。これは、法人税と区別される税ではありませんが、一般的に資本譲渡税と呼ばれています。課税対象となる利得は、譲渡価格から原価（初回の譲渡については、当初の資本拠出額）および譲渡費用を控除して計算されます。

譲渡人が外国企業の場合は、ベトナムの譲受人は、譲渡人への支払から税金を源泉徴収して納税することが要求されています。譲受人もまた外国企業の場合、譲渡されるベトナムの企業が資本譲渡税の申告および納税の義務を負います。管轄当局による売却の正式な承認日から、もしくは承認が不要な場合には、契約書により契約当事者が売却の合意に達した日から10日以内に申告および納税することが要求されています。

譲渡価格が市場取引水準と乖離している場合には、税務当局が、資本譲渡税の計算のために譲渡価格を調整する権利を有します。

近年、ベトナム企業による譲渡だけでなく、ベトナム企業の海外親会社による譲渡（直接的および間接的）についても課税される事例が見受けられます。資本譲渡税制を改正するための様々な提案がされています。

外国企業による有価証券（債券、公開株式会社の株式など）の譲渡については、みなし税として売却価額の0.1%のCITが課されます。しかし、居住者である企業が得る有価証券の譲渡益に対しては、20%の税率が課されます。

付加価値税 Value Added Tax (“VAT”)

適用範囲 (Scope of Application)

VATはベトナムにおける生産、商業および消費に使用される物品およびサービスに適用されます（非居住者から購入される物品およびサービスも含みます）。国内事業者は物品の販売およびサービスの提供にVATを課さなければなりません。

さらに、輸入品に関しては、輸入関税を加算した価額にVATが課されます。輸入者は、輸入関税と共にVATを税関へ支払わなければなりません。海外から国内へのサービスに対しては、外国契約者税の規定によりVATが課されます。

VATの納税額は、顧客に請求する受取税額（アウトプットVAT）から、物品およびサービスの購入に際して課される支払税額（インプットVAT）を控除して計算されます。インプット税額の控除を受けるために、納税者は供給者から適切なVATインボイスを入手しなければなりません。輸入時に支払われたVATを控除するために必要な書類は納税証明書、また外国契約者税によって徴収されたVATを控除するために必要な書類は、外国契約者税の納税証明書です。

VATの申告納税が不要とされる物品・サービス (Goods or Services where VAT declaration and payment are not required)

これらの物品・サービスに対してアウトプットVATは課されませんが、関連する購入について支払われたインプットVATを控除することができます。当該物品・サービスには以下のものが含まれます。

- 補償金、ボーナスおよび補助金（特定のサービスと引き換えに提供されるものを除く）
- 排出権の譲渡およびその他の金融収益
- ベトナムに恒久的施設（PE）を持たない外国の組織によってベトナム国外で提供される特定のサービス（輸送手段・機械設備の修繕、広告、マーケティング、海外への投資および貿易の促進、海外での物品やサービスの売上のための仲介活動、訓練、特定の国際通信サービスを含む）
- 投資プロジェクトの譲渡
- 他の製品に加工されていない、もしくは予備加工されただけの農産物の販売

- 現物出資
- 保険会社が第三者から徴収した補償金・賠償金
- 物品・サービスの提供とは関係のない他の会社の代理人としての回収（例えば、会社Aが会社Bから物品・サービスを購入するが、会社Cに代金を支払い、その後、会社Cが会社Bに支払う場合、会社Cから会社Bへの支払いはVAT課税の対象とならない。）
- 以下の代理店が稼得する手数料
 - (i) 委託人によって決定された価格で、郵便、電気通信、宝くじ、航空機・バス・船・鉄道の乗車券を含む販売サービスを提供する代理店
 - (ii) VAT税率0%の適用対象とされる国際輸送、航空および海運サービスの代理店
 - (iii) 保険代理店
- 非課税対象の物品もしくはサービスの販売手数料
- 輸出後に、海外顧客による返品のため、ベトナムに再輸入された物品

非課税対象の物品・サービス (Exempt Goods and Services)

以下を含む物品・サービスがVATの非課税対象として規定されています。

- 特定の農産物
- 年間売上1億ベトナムドン以下の個人が提供する物品・サービス
- ベトナムで生産できない種類の掘削装置、航空機、船舶の輸入
- 土地使用権 (LUR) の譲渡（特定の場合における詳細なガイダンスあり）
- 金融派生商品およびクレジット・サービス（クレジットカードの発行、ファイナンス・リースおよびファクタリングを含む）、保証付きローンの決済のために貸し手の承諾のもと借り手が実施するVAT課税対象の担保資産の売却、信用情報の提供
- ファンドマネージメントを含む証券活動
- 資本譲渡
- 外国為替取引
- 債権買取り
- 特定の保険サービス（生命保険、健康保険、農業保険および再保険を含む）
- 医療サービス、高齢者/障害者への介護サービス
- 教育および訓練
- 新聞、特定の種類の書籍、雑誌の印刷および出版
- 公共バスによる旅客輸送

- 技術移転、ソフトウェアおよびソフトウェア・サービス（0%税率の対象とされている輸出ソフトウェアを除く）
- 宝飾品に加工されていない輸入金塊
- 輸出用の未加工天然資源、又は加工済のもので天然資源とエネルギーが総費用の51%以上を占めるもの
- 科学研究および技術開発活動のために直接使用される機械設備および原材料で、ベトナムで生産できず輸入されるもの
- 石油・ガスの探鉱および開発のために使用される設備機器、スペアパーツ、特殊運搬手段、必需原材料で、ベトナムで生産できないものの
- 次の場合の輸入品：政府開発援助（ODA）を含む国際無償援助、政府もしくは個人への外国からの寄付（制限あり）
- 肥料、家畜・家禽・水産と他の動物の飼料、農業用の機械設備

税 率 (Tax Rates)

VAT税率は、以下の通り3種類が定められています。

0% : この税率は、輸出品に適用されます。非関税区および輸出加工企業へ販売された物品、輸出もしくは内地輸出（in-country export）用の加工品（条件あり）、免税店へ販売される物品、特定の輸出サービス、輸出加工企業に提供される建設および据付、航空・海上・国際輸送サービスが含まれます。

5% : この税率は、一般に、必需品・必需サービスに適用されます。これらには、清浄水、教育助成、書籍、未加工食料品、医薬品・医療機器、耕作物、種々の農作物、農耕サービス、科学・技術サービス、ラテックス、砂糖およびその副産物、特定の文化、芸術、スポーツ関連のサービス・製品および特定の公共住宅などが含まれます。

10% : この税率は、標準税率です。

上記のVATの申告納税が不要とされる物品・サービス、非課税、0%もしくは5%の対象とされていない物品・サービスに適用されます。

上記税率表に当てはまらない供給に関しては、その事業において供給される物品の税率のレンジの中で最も高い税率が適用されてVATが算定されます。

上記税率表に当てはまらない供給に関しては、その事業において供給される物品の税率のレンジの中で最も高い税率が適用されてVATが算定されます。

VAT率を引き上げる法案が現在検討されています。

輸出品および輸出サービス（Exported Goods and Services）

外国企業（非関税区の企業を含む）へ直接に提供されるサービスおよび販売される物品については、そのサービスや物品がベトナム国外もしくは非関税区内で消費される場合には、0%のVAT率が適用されます。

輸出品および輸出サービス（国際運輸サービスを除く）に0%のVAT率を適用するためには、契約書、非現金決済の支払証憑、税関申告書（輸出品の場合）などのサポートィング書類が要求されます。

VATの規定上、0%のVAT率が適用されない多くのサービスが明記されています。特に、ベトナム国内で外国の顧客へ提供される広告、ホテルサービス、トレーニング、娯楽、観光および非関税区へ提供される種々のサービス（家屋のリース、従業員の通勤送迎、特定のケータリングサービス）およびベトナム国内での物品取引もしくは物流に関するサービスを含みます。

VATの計算方法（VAT Calculation Methods）

VATの計算方法には、控除法と直接法の二種類があります。

第1法 - 控除法（Deduction method）

この方法は、関連する規定に基づいて会計帳簿、インボイスおよび書類を保持している事業者に適用されます。なお、以下の場合にも適用されます。

- VATの課税対象の年間売上高が10億ベトナムドン以上の事業者
- 控除法によるVAT申告のために自動的に登録する特定の場合

VAT納稅額の算定（Determination of VAT payable）

VAT納稅額 = アウトプットVAT – インプットVAT

アウトプットVATの計算（Calculation of output VAT）

アウトプットVATは、課税対象品の価格（VAT加算前）に適用税率を乗じて計算されます。輸入品に関しては、VATの課税標準は、輸入関税の課税標準に輸入関税、特別売上税（該当する場合）および環境保護費（該当する場合）を加算した額をもって計算されます。割賦販売（不動産を除く）に関しては、実際に受領する割賦額ではなく、利息を含まない価額が課税対象となります。

インプットVAT (Input VAT)

国内調達に関しては、インプットVATは、VATインボイスに基づきます。輸入に関しては、VATインボイスがないので、インプットVATは納税の証憑に基づいて控除されます。VATインボイスは、企業が税務当局から税務調査の通知を受ける前であれば、いつの時点でも申告および控除することができます。2,000万ベトナムドン以上の支払のインプットVATは、銀行決済の支払証憑がある場合に限り、控除が認められます。また、海外の供給者への対価支払時に源泉徴収されたインプットVAT（外国契約者税の仕組みによるもの）についても、納税者が、課税対象の物品を供給する場合には、控除することができます。

事業者がVATの非課税対象とされている物品・サービスを扱う場合、購入に係る支払いインプットVATを回収することはできません。これは、課税対象品目として0%税率が適用される場合およびVATの申告納税が不要とされる場合には、インプットVATを回収することができる点とは対照的です。VATの課税対象と非課税対象の物品・サービスを共に扱う事業者は、VATの課税対象とされている事業に係わるインプットVAT部分のみを控除することができます。

第2法 - 直接法 (Direct method)

この方法は、次の納税者に適用されます。

- VATの課税対象の年間売上高が10億ベトナムドン未満の事業者
- 個人および事業を営む世帯
- 適正な会計帳簿を整備していない事業者およびベトナム投資法に規定されていない形態で事業活動を行う外国の組織および個人
- 金・銀・宝石の売買を行う事業者

VAT 納税額の算定 (Determination of VAT payable)

VAT納税額 = 販売した物品・サービスの付加価値 × VAT率

ある期において、金、銀、宝石の売買による付加価値が負の場合、同じ期におけるこれら活動の正の付加価値と相殺することができます。相殺されない負の付加価値の残額は同年度内の次の期間に繰り越しできますが、次年度に繰り越すことはできません。

選択したVATの申告方法は、2年連続して適用しなければいけません。

値引きおよび販売促進（Discounts and Promotions）

値引きを行なった場合、一般的には、VATの課税価額を減少させることができます。しかし、特定の種類の値引きには、この取扱いが認められていません。また、値引きの種類に応じて、控除のための条件や規則が定められています。

自家消費される物品・サービス（Goods and Services for internal consumption）

企業の事業に関連して自家消費される物品もしくはサービスには、アウトプットVATは課されません。

登録、申告および納税（Administration）

ベトナムで課税対象とされている物品・サービスを製造もしくは取引するすべての組織および個人は、VAT登録を行なわなければなりません。特定の場合、企業の支店は、自己の活動について独自に登録および申告を行なうことが要求されます。

納税者は、毎月、翌月の20日までにVAT申告をしなければなりません。ただし、前年の年間売上高が5百億ベトナムドン以下の企業については、四半期ごとに、翌四半期開始月の30日までにVAT申告を行うことになります。

VAT還付（VAT Refunds）

VAT還付は次の特定の場合にのみ認められます。

- インプットVAT額が3億ベトナムドンを超える輸出企業。納税者のVAT申告期間に合わせて毎月または四半期ごとに還付が行われます。輸出販売に係るインプットVAT（還付基準を満たす）に対する還付可能額は、その輸出売上の10%を超えてはなりません。

また、VAT還付は、様々な条件の下で、商品を輸入し、加工せずに輸出する企業に適用されます。

- VAT控除方式を採用している企業の新規プロジェクトで操業前段階にあり、インプットVATの累計額が3億ベトナムドンを超える場合。ただし、条件付投資プロジェクトで規定された投資条件を満たさないもの、または定款資本が規定に沿って拠出されていない企業の投資プロジェクトなどは還付が認められません。
- 特定のODAプロジェクト、外交的免除、海外での消費のためにベトナムで商品を購入する外国人。

上記以外でインプットVATがアウトプットVATを上回る場合は、将来のアウトプットVATと相殺するために超過分を繰越す必要があります。

タックス・インボイス (Tax Invoices)

ベトナムにおける事業者は、印刷業者に依頼して印刷したインボイス、事業者が独自に印刷したインボイスもしくは電子インボイスを使用することができます。タックス・インボイスの様式は、規定に基づいて記載が要求されている項目を含まなければならず、地方税務当局への登録もしくは通知が要求されています。輸出品の場合は、タックス・インボイスの代わりに、コマーシャル・インボイスが使用されます。

電子インボイス (E-Invoices)

電子インボイスに関する政令は、政府によって2018年9月に公布され、11月1日より適用されています。政令では、2020年11月よりすべての企業に対して電子インボイスの発行を義務付けています。

電子インボイスには、以下の2種類があります。

- 電力、石油、電気通信、運輸、金融サービス、保険、医療、電子商取引、スーパー・マーケット、貿易などの特定の業種の企業および税務当局と電子的に取引し、技術インフラ、会計ソフトウェア、電子インボイスソフトウェアを規定に沿って保持している企業に対しては、税務当局からの認証コードのない電子インボイスが適用されます。

- 上記以外の企業および税務リスクの高い企業に対しては、税務当局からの認証コード付きの電子インボイスが適用されます。

電子インボイスを適用する前に（認証コードの有無にかかわらず）、企業はGDTのWebポータルに登録し、税務当局から承認を得なければなりません。

2020年10月31日までの移行期には、認証コードの有無にかかわらず、すでに電子インボイスを使用している企業は、当該電子インボイスを引き続き使用できます。事業者が独自に印刷したインボイス、印刷業者に依頼して印刷したインボイス、若しくは、政令の発効日の前に税務当局から購入したインボイスを適用している企業は、当該インボイスを2020年10月31日まで継続して使用できます。2020年11月1日以降は、電子インボイスの使用が義務化されます。

特別売上税 Special Sales Tax (“SST”)

特別売上税は、特定の物品の生産もしくは輸入および特定のサービスの提供に適用される奢侈税の一種です。

輸入品（種々の燃料を除く）は輸入時点と販売時点の両方において特別売上税が課されます。

課税標準 (Taxable Price)

製造業者によって販売される国内生産品あるいは輸入業者によって販売される輸入品の課税標準は、特別売上税および環境保護費を除く販売価格です。販売価格が通常の市場価格に基づくものとみなされない場合、税務当局は推定課税を行う可能性があります。輸入時の輸入品の課税標準は、関税の課税標準に輸入関税を加えたものです。

販売会社が、製造または輸入された商品を、第三者以外の企業へ販売する場合は、租税回避防止規定により、場合によって最低課税標準が課されることがあります。

税額控除 (Tax Credits)

特別売上税の課税対象とされる原材料を使用して特別売上税の課税対象品を生産する納税者は、輸入もしくは国内の生産会社から購入した原材料に対して支払った特別売上税額を控除することができます。

納税者が輸入時点と販売時点の両方において特別売上税を支払う場合、輸入時点で支払われた特別売上税は販売時点で支払われる特別売上税から控除されます。

税 率 (Tax Rates)

特別売上税法では、課税対象を以下の2グループに分類しています。

1. 物品：

煙草、アルコール、ビール、24座席未満の自動車、二輪車、航空機、ボート、ガソリン、90,000BTU以下のエアコン、トランプ、奉納用擬似紙製品

2. サービス：ディスコ、マッサージ、カラオケ、カジノ、ジャックポット、宝くじ、ゴルフ・クラブ、賭事を伴う娯楽

特別売上税率は、以下のように定められています。

物品/サービス	税率(%)
葉巻/煙草	75
スピリッツ/ワイン	
①20° 以上のABV	65
②20° 未満のABV	35
ビール	65
自動車(24座席未満)	10-150
二輪車(シリンダ容量125cm ³ 超)	20
航空機	30
ボート	30
ガソリン	7 - 10
エアコン(90,000BTU以下)	10
トランプ	40
奉納用擬似紙製品	70
ディスコ	40
マッサージ、カラオケ	30
カジノ、ジャックポットゲーム	35
賭事を伴う娯楽	30
ゴルフ	20
宝くじ	15

特別売上税の対象品目を追加し、適用税率を改定する法案が提案されています。

天然資源税 Natural Resources Tax (“NRT”)

天然資源税は、石油、鉱物、天然ガス、農林物資および天然水など、ベトナムの天然資源の開発に課される税金です。特定の条件を満たす場合、農業、林業、漁業、塩産業に使用される天然水と冷却のために使用される海水は天然資源税を免除される場合があります。

税率は、開発される天然資源の種類に応じて1%から40%の範囲となっており、単位あたりの指定された税額で実際の生産高に基づき適用されます。市場価格が存在しない場合もあるため、天然資源税の課税標準を算出するための様々な計算方法が定められています。

原油、天然ガスおよび石炭ガスについては、1日平均の生産高に応じて累進税率により課されます。

財産税 Property Taxes

外国投資家は、通常、土地使用権の賃借に対して土地使用料を支払います。料率は地域、周辺の産業基盤の整備状況、会社の業種などによって大幅に異なります。

さらに、住宅およびアパートの所有者は非農地使用税法により土地税を納付しなければなりません。非農地使用税は、使用される特定の地域に対し、平米ごとの規定価格に基づいて、平米あたり0.03%から0.15%の累進税率によって課税されます。

環境保護税 Environment Protection Tax

環境保護税（EPT）は、環境に有害であるとされた特定の物品（代表的なものとして石油や石炭）の製造および輸入に対して適用される税です。税率は以下の通りです。

	物品	単位	税率(ベトナムドン)
1.	石油、ディーゼル、潤滑油など	リットル・キロ	1000-4,000
2.	石炭	トン	15,000-30,000
3.	HCFC	キロ	5,000
4.	ビニール袋(*)	キロ	50,000
5.	使用量が制限される化学品	キロ	500-1,000

(*) 包装に使用されるものや、環境に配慮したものは除かれます

輸出入関税 Import and Export Duties

税率 (Rates)

輸出入関税率は頻繁に変更されています（通常は年末に更新されます）。

輸入関税率は、一般税率、優遇税率および特別優遇税率の3種類に分類されています。優遇税率はベトナムと最恵国待遇を有する通商国（Most Favoured Nation(MFN)、もしくは、正常貿易関係：Normal Trade Relations (NTR)としても知られています）からの輸入品に適用されます。MFN関税率は、ベトナムのWTOコミットメントに基づいて、WTO加盟国からの輸入品に対して適用されます。

特別優遇税率は、ベトナムとの間で特別優遇貿易協定を締結している通商国からの輸入品に対して適用されます。現在、ベトナムが締結しておりかつ有効な自由貿易協定(FTA)には、アセアン諸国間、アセアン諸国間と日本、中国、インド、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナムと日本、チリ、韓国、カンボジア、ラオスおよびベトナムとユーラシア経済連合（ベトナムとロシア、ペルルーシ、カザフスタンの関税同盟）のFTAがあります。

ベトナムは、アセアン諸国と香港の自由貿易協定(AHKFTA)、欧州連合の自由貿易協定(EVFTA)、包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定(CP-TPP)という3つの重要な協定に合意しました。また、地域包括的経済連携(RCEP)、欧州自由貿易協会（ベトナムとアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、イスス）とのFTAおよびイスラエル等とのFTAの交渉を行っています。

優遇税率もしくは特別優遇税率を適用するためには、輸入品の適切な原産地証明書が必要となります。優遇国/最恵国以外の国を原産とする物品には、通常の税率（優遇税率の50%増）が適用されます。

計算 (Calculations)

原則として、ベトナムはWTOの関税評価協定に従い、特定の変更を加えています。輸入品の課税額は、通常、取引価額（すなわち、輸入品に対して実際に支払われる価格で、必要に応じて特定の課税もしくは非課税の要素について調整される）を基礎とします。取引

価額を適用することができない場合には、代替的な方法により課税価額が算定されます。

輸入関税に加え、特定の物品に対しては特別売上税および環境保護税が課税されます。さらに、輸入品に対してVATも課税される可能性があります。

免 税 (Exemptions)

投資奨励分野・地域に分類されるプロジェクトや特定の状況下で輸入される物品は、輸入関税が免除されます。

以下を含む品目が輸入関税の免税対象とされています。

- 奨励投資プロジェクトの固定資産を形成する機械設備、専用運搬手段および建設資材（ベトナムで生産ができないもの）
- 石油・ガス事業での使用のため輸入される機械設備、専用運搬手段、物資（ベトナムで生産ができないもの）および事務所設備
- 輸出品を生産するために輸入される材料、消耗品、部品
- 輸出加工のために輸入される原材料、消耗品、部品
- 非関税区域において製造、加工、再利用、組立されるもので、かつ国内市場に輸入される際に輸入された原材料または部品を使用していないもの
- 特定の奨励プロジェクトでの生産のために輸入されかつ国内生産ができない材料、消耗品、部品
- 品質保証、修理、交換の目的で一時的に輸出入されるもの

還 付 (Refunds)

以下を含む、輸入関税が還付される場合について規定されています。

- 輸入関税を支払った物品が実際には物理的に輸入されない場合
- 製造に使用されていない輸入原材料を再輸出する場合
- 国内市場向け製品の製造のために輸入された原材料が外国当事者との加工契約に基づき輸出用加工品のために利用される場合

輸出関税（Export Duties）

輸出関税は、砂、チヨーク、大理石、花崗岩、鉱石、原油、林産品および金属スクラップを含むごく一部の天然資源に対してのみに課されています。税率は、0%から40%の範囲で定められています。輸出関税の課税標準は、FOB（本船渡し）・DAF（国境渡し）価格、すなわち、契約書に記載されている、運賃および保険料を除いた積地での販売価格とされています。輸出品の関税額が取引価額方式で定められない場合は、次に示す順に各評価基準を使用して、税関当局により決定されます。税関当局の価格データベースに登録された類似輸出品の取引価格、国内市場での類似商品の販売価格に特定の調整を加えた価格、税関当局が収集・分類・調整した輸出品の販売価格。

輸入に課される可能性のあるその他の税金（Other taxes potentially imposed on imports）

輸入関税、特別売上税、環境保護税および輸入VATに加えて、輸入品に適用される可能性があるその他の税金があります。当該他の税金の中には、ダンピング防止の税金や補助金に対する相殺関税が含まれれます。

税関調査（Customs Audits）

税関当局は当局の事務所又は納税者の施設において事後調査を行うことができます。この調査では通常、HSコード分類、関税評価額、輸出生産・委託加工向けの減免措置に係るコンプライアンスおよび原産地証明のような問題が焦点となります。

個人所得税 Personal Income Tax (“PIT”)

税務上の居住者 (Tax Residency)

税務上の居住者とは、次のいずれかに該当する個人です。

- 曆年もしくはベトナムへの入国日から連続する12ヶ月の間に183日以上ベトナムに滞在する個人
- ベトナム国内に恒久的住居（外国人の場合は、在留許可証・一時在留許可証に記載されている登録住居、又はベトナムに課税年度のうち183日以上の賃借期間の借家を含む）を有しており、他国の税務上の居住者であることを証明できない個人

税務上の居住者は、所得の支払地や受領地を問わず、その全世界所得に対してベトナムの個人所得税が課されます。雇用所得については、累進税率によって課されます。その他の所得については、所得の種類に応じて異なる税率により課されます。

税務上の居住者とされる条件に該当しない個人は、税務上の非居住者とされます。税務上の非居住者は、課税年度におけるベトナムに関する雇用所得に対して一律20%の税率で個人所得税が課されます。また、雇用所得以外の所得については、個別の税率によって課されます。ただし、税務上の非居住者の課税範囲に関しては、適用可能な租税条約上の規定を検討することが望まれます。

課税年度 (Tax Year)

ベトナムの課税年度は曆年とされています。ただし、曆年において赴任初年度の個人のベトナム滞在日数が183日未満の場合、その個人の課税初年度はベトナム到着日から12ヶ月とされます。その後、課税年度は曆年となります。

雇用所得 (Employment Income)

課税の対象とされる雇用所得は広義で、金銭によるすべての報酬と種々の現物支給を含みます。ただし、以下の項目は課税の対象とはされません。

- 出張経費
- 電話料金・文房具代
- 制服代（現金支給については上限あり）
- 時間外手当（通常の賃金に加算される時間外勤務・夜間勤務に対する割増部分のみ）
- 転勤手当（一度のみ）
 - 海外に勤務するベトナム人への海外赴任時の支払い
 - ベトナムに勤務する外国人へのベトナム赴任時の支払い
 - 海外に長期滞在した後、ベトナム勤務のため帰国するベトナム人へのベトナム赴任時の支払い
- 通勤用の交通費
- 外国人および海外に勤務するベトナム人への一時帰国のための往復航空運賃（年間一度のみ）
- 外国人/海外に勤務するベトナム人のベトナム国内/海外における子供の高等学校までの学費
- 研修費用
- シフト間の食事（現金支給については上限あり）
- 集団的に提供される特定の現物支給（会費、接待費、健康診断など）
- さまざまな産業でローテーションベースで勤務する従業員のための航空運賃（石油、鉱業など）
- 特定の国内および海外の任意加入の保険（従業員に保険金の返戻があるものを除く）への雇用者の拠出金（医療保険、傷害保険など）
- 結婚式、葬式に係る手当（上限あり）

上記の項目について免税の取り扱いを受けるための条件と制限が規定されています。

雇用所得以外の所得（Non-employment Income）

雇用所得以外の課税所得には、以下のものが含まれます。

- 事業所得（年1億ベトナムドンを超える家賃収入を含む）
- 投資所得（利子、配当金など）
- 株式売却益
- 不動産売却益
- 相続で1,000万ベトナムドンを超える場合
- 賞金/賞品で1,000万ベトナムドンを超える場合（カジノでの賞金による所得を除く）

- 著作権/フランチャイズ/ロイヤルティー/贈与による所得で1,000万ベトナムドンを超える場合

非課税所得（Non Taxable Income）

非課税所得には、以下のものが含まれます。

- 銀行・金融機関への預金もしくは生命保険契約からの利子
- 生命保険・損害保険契約にもとづく保険金
- 社会保険法にもとづく退職年金（または外国での法律にもとづく同等の退職年金）
- 一親等親族間の資産譲渡所得
- 一親等親族間の相続・贈与
- 任意保険制度に基づく月次退職年金
- 外資系運輸企業もしくはベトナム国際運輸企業に勤務するベトナム人船員の所得
- カジノでの賞金

外国税額控除（Foreign Tax Credits）

海外での所得がある税務上の居住者は、海外所得に対する外国で納付した所得税をベトナムの所得税から控除することができます。

税務上の所得控除（Tax Deductions）

税務上、以下のものが所得控除の対象となっています。

1. 強制加入の社会保険・健康保険・失業保険への従業員の拠出金
2. 任意のベトナムの年金制度への拠出金（ただし上限あり）
3. 特定の認可チャリティー団体への従業員の拠出金
4. 人的控除
 - 本人控除：900万ベトナムドン/月
 - 扶養控除：360万ベトナムドン/月。扶養控除については、自動的に認められるわけではないことから、納税者は適格扶養親族を登録するために税務当局へ根拠となる書類を提出しなければなりません。

個人所得税率（PIT Rates）

居住者-雇用所得 (Residents - employment income)

年次課税所得 (百万ベトナムドン)		月次課税所得 (百万ベトナムドン)		税率
超 0	以下 60	超 0	以下 5	5%
60	120	5	10	10%
120	216	10	18	15%
216	384	18	32	20%
384	624	32	52	25%
624	960	52	80	30%
960		80		35%

居住者-雇用所得以外の所得 (Residents - other income)

課税所得の種類	税率
事業所得	0.5%～5% (事業所得の種類による)
利子(銀行利子以外)/ 配当金	5%
株式の売却	0.1% (売却価格に対して)
資本譲渡	20% (純利益に対して)
不動産の売却	2% (売却価格に対して)
著作権収入	5%
フランチャイズ/ロイヤルティー による所得	5%
賞金/賞品による所得	10%
相続/贈与による所得	10%

非居住者 (*Non-residents*)

課税所得の種類	税率
雇用所得	20%
事業所得	1%～5% (事業所得の種類による)
利子(銀行利子以外)/配当金	5%
株式の売却、資本譲渡	0.1% (売却価格に対して)
不動産の売却	2% (売却価格に対して)
フランチャイズ/ロイヤルティーによる所得	5%
相続/贈与/賞金/賞品による所得	10%

登録、申告および納税 (*Administration*)税務コード (*Tax codes*)

課税所得を有する個人は税務コードを取得しなければなりません。課税雇用所得を有する個人は、税務登録書類を雇用主に提出することが要求されています。雇用主は、従業員から受領した税務登録書類を税務当局へ提出します。その他の課税所得がある個人は、居住する地区の税務署へ税務登録書類を提出しなければなりません。

税務申告および納税 (*Tax declarations and payment*)

雇用所得については、月次もしくは四半期ごとに仮申告と仮納付が必要とされています。申告・納付期限は、それぞれ翌月の20日もしくは翌四半期開始月の30日までになります。年末には確定申告を行ない、年間の納付すべき税額と仮納付額の合計との差額を納税します。年度末から90日以内に確定申告書提出および納税を行わなければなりません。外国人従業員はベトナムでの勤務終了時に確定申告を行なうことが要求されています。外国人従業員は、税金が正しく支払・更新されることを確認するために納税履歴をレビューし、調整する必要があります。

税務コードを持つ個人のみが還付の対象となります。

ベトナム企業は、サービス提供のためにベトナムへ出向する外国契約者に関する全ての情報（名前、所得情報、パスポート番号など）について、遅くともベトナムでの労働を開始する7日前までに地方税務当局に通知を提出しなければなりません。

雇用所得以外の所得については、個人がその所得の種類に応じて個人所得税を申告納税することが要求されます。個人所得税の規定上では、受領の都度申告納税することが要求されています（年次で申告・納税できる賃貸収入を除きます）。

社会保険、健康保険および失業保険

Social, Health and Unemployment Insurance Contribution

失業保険（Unemployment Insurance, "UI"）はベトナム人にのみ適用されます。

健康保険（Health Insurance, "HI"）は、ベトナム人およびベトナムの労働契約書によって雇用されている外国人に適用されます。

2018年12月1日より前は、社会保険（Social Insurance, "SI"）はベトナム人にのみ適用されていました。2018年12月1日以降は、通常、社会保険は、無期労働契約又は有期労働契約（1年又は1年以上）に基づいてベトナムで働く外国人にも適用されます。

グループ会社内で異動する特定の外国人従業員およびベトナムの法定年年齢に達した従業員（男性60歳、女性55歳）は、強制社会保険の対象にはなりません。

社会保険、健康保険、失業保険の保険料率は以下のとおりです。

	社会保険 (**)	健康保険	失業保険	合計
従業員	8%	1.5%	1%	10.5%
雇用主	17.5%	3%	1%	21.5%

** 以下の情報をご参照ください。

社会保険	雇用主	従業員	外国人労働者の拠出 の適用日
疾病、妊娠出産給付	3%	-	2018年12月1日
労災・職業病の給付	0.5%	-	2018年12月1日
退職年金、遺族給付	14%	8%	2022年1月1日

2018年1月1日以降、上記の強制保険への拠出金の算出基礎となる所得は各種の給与・賃金および特定の手当、その他の定期的な支払いとなります。ただし、2018年7月1日以降、社会保険および健康保険については最低賃金の20倍、失業保険については地域別最低賃金の20倍が上限金額とされ、最低賃金は月額1,390,000ベトナムドンです。また、2019年1月1日以降、地域別最低賃金は月額2,920,000ベトナムドンから4,180,000ベトナムドンの範囲で定められ、毎年変更されます。

雇用主による強制保険への拠出額は、従業員の課税所得とはなりません。従業員による拠出は、個人所得税の計算上、所得控除が可能です。

従業員と雇用者は、任意の年金制度に加入することが奨励されています。拠出金については従業員（PIT目的）と雇用者（CIT目的）の両方に対して、一定の範囲内で控除が認められています。

その他の税金 Other Taxes

上記のほか、営業許可税（事業ライセンス税）、特定の登録可能な資産の譲渡に対する各種登録料（印紙税に類似）などがあります。

税務調査および罰則 Tax Audit and Penalties

税務調査は定期的に実施され、多くの場合、複数年の調査が行なわれます。税務当局は調査の実施前に納税者に対し、文書をもって税務調査の具体的日時および範囲を通知します。

多様な税務違反に対する罰則について、詳細に規定されています。比較的軽微な行政罰から、追徴税額の数倍とされるものまで、広範囲に定められています。税務当局により指摘された差異（税務調査など）に対しては、過少申告の金額に対して20%のペナルティが課されます。納税遅延の場合には、1日の遅延に対して0.03%の利息が課されます。

追徴税額および納税遅延利息に関する時効は、通常10年とされており（2013年7月1日から適用）、ペナルティに関する時効は5年とされています。納税者が税務登録をしていない場合には、追徴税額および納税遅延利息に関する時効はありません。

現行の税務行政法（tax admin law）の修正法案が、第6回国会で検討されており、次回の第7回国会で承認されることが期待されています。

会計および監査 Accounting and Auditing

会計制度 (Accounting framework)

ベトナム会計基準

現在、26のベトナム会計基準（以下、「VAS」）があります。これらの基準はすべて2001年から2005年に公表されており、主に当時の国際会計基準を基礎として、ベトナムの状況に合わせて変更が加えられています。ベトナムでは、金融商品や資産の減損などに関する主要な会計基準がまだ発行されていないことにご留意ください。

会計法および関連する実務指針 (Accounting Law and applicable implementation guidance)

ベトナムにおいて、会計法は国会によって発行された最高の会計規則です。

会計上の問題は、様々なDecision（決定）、Decree（政令）、Circular（通達）、オフィシャルレターおよびベトナム会計基準によって管理されています。

ベトナムの会計制度は基本的に実質主義ではなく、形式主義です。ベトナム会計システムは、実質的に、会計記帳および財務報告の手順書のようなものであり、標準的な勘定科目表、財務諸表のひな型、会計帳簿および会計伝票のひな型や、特定の取引の複式簿記に関する詳細なガイドラインを提供します。

金融機関、保険会社、証券会社、ファンド管理会社、ファンドについては、業界別の会計ガイドラインがあります。金融機関向けの会計ガイドラインはベトナム中央銀行によって発行されます。

会計記録 (Accounting records)

- フレームワーク：ベトナム会計システム
- 言語：会計記録はベトナム語により維持されることが義務付

けられています。ただし、共通言語として使用される外国語の併記が認められています。

- 会計期間：会計期間は通常12ヶ月です。新設会社について、初年度の会計期間は、ライセンス日付から15ヶ月を超えることはできません。最終年度の会計期間も15ヶ月を超えることはできません。
- 会計通貨：会計記録は、通常ベトナムドンによって記帳する必要があります。主に外国通貨で受領、決済を行っている企業は、規定されたすべての要件を満たしている場合、会計記録および財務諸表の表示に使用する通貨を選択することが可能です。しかし、法定決算において、他の通貨を会計通貨として使用する企業は、特定の規定により、外貨建財務諸表をベトナムドンに変換する必要があります。
- 会計書類：会計帳簿および会計伝票は、紙面又は電子記録のいずれかの形式で保管することができます。電子記録を使用している企業は、保管のために会計伝票および会計帳簿を印刷する必要はありません。これらの企業は当局が検証、調査、モニタリングおよび監査のために要求した場合にのみ、電子記録に保管された会計書類を印刷し、法定代表者およびチーフアカウンタントの署名を付すことが求められます。
- 社印：企業は公式の社印の形式、数量および内容を決定することができます。社印の管理、使用および保管については、企業の定款に準拠しなければなりません。
- 保存期間：企業の管理または運営に使用される書類の保存期間は5年間です。会計データ又は会計帳簿の保存期間は10年間です。

会計記録の欠如は、ベトナム会計システム（VAS）への非準拠と評価される根拠となります。税務当局は、VASへの非準拠を、法人税（CIT）の優遇取消し、損金算入否認、インプットVATの控除・還付の否認を含む更正やペナルティの根拠として取り扱う可能性があります。

財務報告 (Financial reporting)

VASに基づいて作成された基本財務諸表は以下の通りです。

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ キャッシュフロー計算書
- ・ 持分変動の開示を含む財務諸表に対する注記

企業は、会計法および指針規則で定められる基準および要件を満たすチーフアカウンタントを採用しなければなりません。年次財務諸表は、チーフアカウンタントおよび法定代表者の承認を受けなければなりません。財務諸表のコピーは、会計年度末から90日以内に地方当局に提出することが要求されます。さらに、上場企業および公益企業は、中間財務諸表を作成する義務があります。

監査要件 (Audit requirements)

ベトナムは、47の監査基準を公表しています。これらは主に国際監査基準を基礎として、ベトナムの状況に合わせて変更が加えられています。

以下に示す企業の年次財務諸表は、ベトナムの独立監査法人により監査を受けることが求められています。

- ・ 外国投資企業
- ・ 信用機関、金融機関、保険会社、再保険会社、保険仲介会社、外国の損害保険会社の支店
- ・ 公益企業、株式発行機関および証券取引機関、上場企業がその20%以上を所有する企業
- ・ 国営企業、重要な国家プロジェクトを実施する企業、国家基金を使用するグループAのプロジェクト

年次財務諸表は、会計年度末から90日以内に監査を完了することが求められています。中間財務諸表は会計年度の中間期末から45日以内にレビューを完了することが求められています。これらの財務諸表は、ライセンス当局、財務省、地方税務当局、統計当局および他の関連当局へ提出することが求められています。

監査契約は、企業の会計年度末日の30日前までに独立監査法人と締結することが求められています。

一般的な監査人の交替要件に従って、監査報告書へ署名する監査人の最長継続関与年数は3年の後、交代する必要があります。当該、署名監査人に係る要件に加え、公益企業の監査実務者は、継続関与年数4年の後、交代する必要があります。また、特に金融機関の監査法人については、継続関与年数5年の後、交代しなければなりません。

別添 I Appendix I

租税条約（Double Taxation Agreements）

租税条約における各種源泉税率の概要は、次のとおりです。

	受取人	利子 %	ロイヤルティー %	備考
1	アルジェリア	15	15	1, 2
2	オーストラリア	10	10	-
3	オーストリア	10	7.5/10	2
4	アゼルバイジャン	10	10	2
5	バングラデッシュ	15	15	2
6	ベルarusia	10	15	2
7	ベルギー	10	5/10/15	2
8	ブルネイ・ダルサラーム国	10	10	2
9	ブルガリア共和国	10	15	2
10	カンボジア	10	10	1, 2
11	カナダ	10	7.5/10	2
12	中国	10	10	2
13	クロアチア	-	-	1
14	キューバ	10	10	-
15	チェコ共和国	10	10	2
16	デンマーク	10	5/15	2
17	エジプト	15	15	1
18	エストニア	10	7.5/10	-
19	フィンランド	10	10	2
20	フランス	Nil	10	-
21	ドイツ	10	7.5/10	2
22	香港	10	7/10	2
23	ハンガリー	10	10	-
24	アイスランド	10	10	2
25	インド	10	10	2
26	インドネシア	15	15	2

	受取人	利子 %	ロイヤルティー %	備考
27	イラン	10	10	2
28	アイルランド	10	5/10/15	2
29	イスラエル	10	5/7.5/15	2
30	イタリア	10	7.5/10	2
31	日本	10	10	2
32	カザフスタン	10	10	2
33	韓国	10	5/15	2
34	朝鮮民主主義人民共和国	10	10	2
35	クエート	15	20	1, 2
36	ラオス	10	10	-
37	ラトビア	10	7.5/10	2
38	ルクセンブルク	10	10	-
39	マカオ	10	10	2
40	マケドニア	10	10	1
41	マレーシア	10	10	2
42	マンタ	10	5/10/15	2
43	モンゴル	10	10	2
44	モロッコ	10	10	2
45	モザンビーク	10	10	-
46	ミャンマー	10	10	2
47	オランダ	10	5/10/15	2
48	ニュージーランド	10	10	-
49	ノルウェー	10	10	2
50	オマーン	10	10	2
51	パキスタン	15	15	2
52	パレスチナ	10	10	-
53	パナマ	10	10	-
54	ポルトガル	10	7.5/10	2
55	フィリピン	15	15	2
56	ポーランド	10	10/15	-
57	カタール	10	5/10	2
58	ルーマニア	10	15	2

	受取人	利子 %	ロイヤルティー %	備考
59	ロシア	10	15	-
60	サンマリノ	10/15	10/15	-
61	サウジアラビア	10	7.5/10	2
62	セルビア	10	10	2
63	セイシェル	10	10	-
64	シンガポール	10	5/10	2
65	スロバキア	10	5/10/15	2
66	スペイン	10	10	2
67	スリランカ	10	15	2
68	スウェーデン	10	5/15	2
69	スイス	10	10	-
70	台湾	10	15	-
71	タイ	10/15	15	2
72	チュニジア	10	10	2
73	トルコ	10	10	1, 2
74	アラブ首長国連邦	10	10	2
75	ウクライナ	10	10	2
76	イギリス	10	10	2
77	アメリカ合衆国	10	5/10	1, 2
78	ウルグアイ	10	10	-
79	ウズベキスタン	10	15	2
80	ベネズエラ	10	10	2

出典：税務総局

備 考

- 未発効
- 特定の政府機関などから得た利子は、免税になります。
ほとんどの租税条約では、当該条約によって規定された税率の上限がベトナム国内法の源泉税率よりも高くなっています。この場合には、国内法の税率が適用されます。
- これらの新規DTAの内容は、このタックスブックを発行する時点では未公表です。

PwCのベトナムにおけるサービス（業務案内） PwC Vietnam's Services

PwCベトナムは1994年にハノイ及びホーチミン市にオフィスを設立しました。ベトナムにおいて、投資、法務、税務、会計およびコンサルティングに関する政策や手続およびマーケットを熟知した1,000名を超えるベトナム人と外国人の人材を擁しております。PwCベトナムは主要省庁、金融機関、国営企業、民間企業、商業団体やODAコミュニティと太いパイプを築いております。

我々はまた、2000年に司法省から認可を受けた弊社関連弁護士事務所をベトナムに有しております、ホーチミン市に本社を置き、ハノイに支店を有しております。

弊社のサービスは以下のとおりです。

• 税務サービス

- 税務コンサルティングおよび税務コンプライアンス
- 税務ヘルスチェック
- 各省庁との交渉、税務リスク管理および紛争解決
- 移転価格税制
- 税務デューデリジェンスおよび税務ストラクチャリング
- 個人所得税/国際アサインメントサービス
- 給与計算アウトソーシング
- イミグレーションサービス
- 税務調査サポート

• 法務サービス（弊社関連弁護士事務所である、PwCリーガル（ベトナム）株式会社を通じて）

- 合併および買収（M&A）
- 銀行および金融サービス
- 雇用および人的資源
- 企業法務および商事法務サービス
- 対内投資サービス
- 法務コンプライアンス/会社秘書サービス
- 法務ヘルスチェックサービス
- 不動産

- 関税および国際貿易に関するアドバイス
- ディールズサービス
 - デューデリジェンス等のトランザクション
 - コーポレートファイナンス
 - 企業評価
 - 事業再構築
 - 不動産および資本プロジェクト
 - インフラ、政府および公益事業
 - 事業戦略
 - 運転資金管理
- コンサルティングサービス
 - 戦略策定（競合調査、事業戦略）
 - 営業改革（カスタマーエクスペリエンス設計、販売戦略）
 - サプライチェーン改革（調達改革、コスト削減）
 - 不正調査・防止策策定支援（フォレンジック調査）
 - 人事制度改革（組織設計、給与ベンチマー킹、タレントマネジメント）
 - デジタル／ITコンサルティング（RPA、システム導入、ITロードマップ策定）
 - 会計業務改革（CFO支援、決算早期化）
- 監査サービス
 - 財務諸表監査
 - 財務情報のレビュー
 - 業務手続の構築
 - IFRSおよび会計コンサルティングサービス
 - サイバーセキュリティコンサルティング
 - リスクアシュアランス（内部監査、IT監査・評価、ビジネスリエンス、事業統制アドバイザリー、業績監査など）
 - 資本市場サービス
 - 専門的な会計アドバイス、研修
- 国内・海外株式上場支援
- プライベートビジネスサービス
- カントリーデスクサービス
 - 欧州企業サポートサービス
 - 日系企業サポートサービス
 - 韓国企業サポートサービス
 - 中国・台湾企業サポートサービス

連絡先

ベトナムでの私どもの各種サービスの詳細および世界各国の担当者への
コンタクトに関しては、以下の者までご連絡下さい。

ホーチミン市 税務 (Tax)	
Mr. Nguyen Thanh Trung <i>nguyen.thanh.trung@pwc.com</i>	Ms. Dinh Thi Quynh Van <i>dinh.quynh.van@pwc.com</i>
Ms. Annett Perschmann-Taubert <i>annett.perschmann@pwc.com</i>	Ms. Nguyen Huong Giang <i>n.huong.giang@pwc.com</i>
Mr. Richard Irwin <i>r.j.irwin@pwc.com</i>	
国際人材配置サービス (Global Mobility Services)	
Ms. Brittany Chong <i>brittany.chong@pwc.com</i>	Ms. Hoang Thanh Binh <i>h.thanh.binh@pwc.com</i>
移転価格 (Transfer Pricing)	
Ms. Monika Mindszenti <i>monika.mindszenti@pwc.com</i>	Mr. James Radford <i>james.radford@pwc.com</i>
Ms. Judith Henry <i>judith.henry@pwc.com</i>	
税関サービス (Customs Services)	
Mr. Pham Van Vinh <i>pham.van.vinh@pwc.com</i>	Mr. Nguyen Hong Son <i>nguyen.hong.x.son@pwc.com</i>
法務 (Legal)	
Ms. Phan Thi Thuy Duong <i>phan.thi.thuy.duong@pwc.com</i>	Mr. Le Anh Tuan <i>tuan.le.anh@pwc.com</i>

連絡先

ベトナムでの私どもの各種サービスの詳細および世界各国の担当者への
コンタクトに関しては、以下の者までご連絡下さい。

ホーチミン市

日系企業担当(Japanese Business)

ふくなが しょういち
福永 彰一

shoichi.fukunaga@pwc.com

おおかわ えつこ
大川 恵津子

okawa.etsuko@pwc.com

ハノイ

いまい しんpei
今井 慎平

shimpei.imai@pwc.com

いとうまい
伊藤 舞

mai.ito@pwc.com

いしいゆみ
石井 裕美

yumi.ishii@pwc.com

韓国企業担当(Korean Business)

Mr. Kim Hyung Joon (김형준)

kim.hyung.joon@pwc.com

Mr. Lee Moo Yeol

mooyeol.lee@pwc.com

中国・台湾企業担当(Chinese and Taiwanese Business)

Mr. Bee Han Theng (湯美漢 會計師)

theng.bee.han@pwc.com

Mr. Sam Lin

sam.s.lin@pwc.com

Ms. Ting Hock Yee

ting.hock.yee@pwc.com

Mr. Tran Vi Cuong

tran.vi.cuong@pwc.com

ニュースレターおよび私どものウェブサイトによりベトナム市場に関する洞察を定期的に共有しております。規制&税制の変更に関するニュースレターの無料購読をご希望される場合には、Nguyen Thi Cat Tienまでご連絡ください。
(*nguyen.t.cat.tien@pwc.com*)

我々はPwC Legal (Vietnam) CO., Ltdという関連弁護士事務所をベトナムに有しており、共同で税務および法務のサービスを提供しております。

PwC オフィス

ホーチミン市:

8th Floor, Saigon Tower
29 Le Duan Street
District 1, Ho Chi Minh City

Tel: +84 28 3823 0796

ハノイ:

16th Floor, Keangnam Hanoi Landmark 72
Pham Hung Road
Nam Tu Liem District, Hanoi

Tel: +84 24 3946 2246



この小冊子の内容は一般の情報提供を目的としておりすることから、専門のアドバイザーによるコンサルティングに代わるものとしてご利用いただくことはできません。

PwCベトナムの目的は社会の信頼を得て、重要な問題を解決することです。我々は、158カ国において250,000人以上のスタッフを擁し、保証サービス、アドバイザリー、税務および法務サービスを提供するPwCネットワークのメンバーです。更なる情報につきましては我々のウェブサイトをご参照ください：

www.pwc.com/vn (PwC ベトナム)

www.pwc.com/jp/en/globalization/country/vietnam.html (PwCベトナム 日系企業支援サービス)